

GBJ賞 規程 (案)

1. [目的]グローバルビジネスジャーナル(以下、GBJ)は、社会科学、人文科学、自然科学の研究の発展と向上に資するため、会員による優秀な著書及び論文を選定し、その業績を広く顕彰することを目的として、GBJ賞(以下「賞」)を制定する。
2. [賞の種類]賞は、GBJ賞〔著書部門〕及びGBJ賞〔論文部門〕、2種類とし、毎年それぞれ原則として1点に授与する。なお、同一会員が、同一年に複数の賞を受賞することはできないものとする。
3. [賞の内容]賞として表彰状及び記念品を授与する。
4. [対象]賞の選考対象は過去2年を対象とし、審査の2年前の4月1日から対象年の3月31日の間に刊行された会員による和文もしくは英文の著書、及び同期間に刊行された「グローバルビジネスジャーナル誌」に収録された論文とする。なお著書については、グローバルビジネス学会のホームページ内「会員の著書紹介」に掲載されていることを原則とする。著書、論文ともに、会員の単著、共著の区別は問わない。
5. [賞の推薦]著書部門の選考対象に適合する著書について、本学会が定める募集期間内に所定の様式によって自薦・他薦することができる。なお、著書の推薦には当該著書3冊の提供を求める。論文部門の選考対象に適合する論文については、本学会が定める募集期間内に所定の様式の文書によって自薦・他薦による応募のほか論文編集委員による推薦とする。
6. [審査]選考対象の審査は、学会賞審査委員会(以下「委員会」)がこれを行う。委員会の委員長は、理事会が選出する学会賞担当常任理事をもって充てる。
7. [審査委員]委員長以外の委員は、常任理事会の推薦を受けて理事会が決定し、理事長が委嘱する。委員の任期は1年とする。委員は、同一委員長の任期中においては再任されることができない。なお、審査委員の氏名は公表するが、各委員の審査所見等の匿名性は保持する。
8. [審査委員の審議不参加]審査委員の著書・論文が選考対象となった場合、当該委員は、最終審議に参加できない
9. [審査結果の確定]審査委員長は、対象年の年次総会直前の理事会に審査経過を報告して承認を求める。
10. [公表と顕彰]対象年の年次総会において、審査委員長が審査結果を報告し、理事長が賞を授与する。あわせて他の適当な方法により、公表と顕彰を行う。
11. [幹事]審査委員長は、会員の中から若干名を委員会幹事に委嘱することができる。
12. [規程の変更]本規程は、理事会の議を経て、年次総会の過半数をもって変更することができる。

[付則] この規定は、2021年4月1日から施行する。

以上

以下、添付別紙(または付則に追加)

1. 初年度に限り、著書部門の対象は過去5年以内に刊行され、かつグローバルビジネス学会ホームページ(以下学会HP)に掲載されたものとする。
2. よって、2021年3月31日まで、著書の学会HPへの掲載を奨励する。
3. 学会賞審査委員会には、原則としてチーフシニアエディター(CSE)が加わることとする(注:第6項より「委員会の委員長は、理事会が選出する学会賞担当常任理事」、)また第7項により「委員長以外の委員は、常任理事会の推薦を受けて理事会が決定し、理事長が委嘱する」)
4. 通常、年次総会が夏開催であるとして、審査期間は4月1日からの数か月間となる。